

## 公立大学法人奈良県立医科大学健康管理センター規程

### (趣旨)

第1条 職員及び学生の健康の保持増進及び安全衛生の確保を図ることを目的として、公立大学法人奈良県立医科大学健康管理センター（以下「センター」という。）を置く。

### (業務内容)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の実施に関すること。
- (2) 健康診査会に関すること。
- (3) 衛生委員会に関すること。
- (4) 健康教育、健康相談その他、職員・学生の健康の管理と保持増進を図るための措置に関すること。
- (5) 健康障害の原因の調査及び分析並びに再発防止策に関すること。
- (6) 職業感染防止に関すること。
- (7) その他職員及び学生の健康管理、安全衛生全般に関すること。

### (組織)

第3条 センターには、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) 次長
  - (3) その他必要な職員
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 次長はセンター長を補佐する。

### (その他)

第4条 センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。